

神奈川県行政書士会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、神奈川県行政書士会と称する。

(設 立)

第2条 本会は、行政書士法（昭和26年法律第4号。以下「法」という。）第15条第1項の規定により設立された行政書士会とする。

(目 的)

第3条 本会は、会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うとともに、会員相互の緊密な結合によって会員の権利を擁護することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員の品位保持を図るための会員の指導及び連絡に関すること。
- (2) 行政書士の業務の改善進歩を図るための会員の指導及び連絡に関すること。
- (3) 日本行政書士会連合会（以下「連合会」という。）の委任に基づく行政書士の登録及び行政書士法人の届出に関すること。
- (4) 行政書士の業務に関する法規の調査及び研究に関すること。
- (5) 行政書士の業務に関する調査、研究及び統計に関すること。
- (6) 行政書士の業務に関係のある官公署との連絡及び協調に関すること。
- (7) 官公署等からの受託事業（行政に関する手続の円滑な実施に寄与することを目的とするものに限る。）に関すること。
- (8) 法第19条第1項及び第19条の2の規定に違反する行為の監視及び警告に関すること。
- (9) 講演会等の開催に関すること。
- (10) 会員の研修に関すること。
- (11) 会報の編集及び発行に関すること。
- (12) 広報活動に関すること。
- (13) 会員の福利厚生に関すること。
- (14) 行政書士試験の実施に関する事務に協力すること。
- (15) 裁判外の紛争解決制度に関する調査及び研究並びに機関の設置及び運営に関すること。
- (16) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第4条の2 本会は、法第15条第1項の規定により、第6条の会員をもって組織する。

(事 務 所)

第5条 本会は、事務所を横浜市に置く。

第2章 会 員

第1節 入 会

(会 員)

第 6 条 本会の会員は、次項各号に掲げる行政書士及び第3項に掲げる行政書士法人とする。

2 行政書士である会員（以下「個人会員」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 本会の区域内に事務所を有する行政書士
- (2) 次項に規定する行政書士法人の事務所に所属する社員である行政書士
- (3) 第1号に規定する行政書士又は次項に規定する行政書士法人の使用人である行政書士

3 行政書士法人である会員（以下「法人会員」という。）は、本会の区域内に事務所を有する行政書士法人をいう。

(行政書士の入会)

第 6 条の2 本会を経由して連合会の行政書士名簿に登録を受けた者は、当該名簿に登録を受けた時に本会の会員となる。

2 本会の区域内に事務所を移転した者は、当該移転があった時に本会の会員となる。

3 前2項の規定により本会の会員となった者は、直ちに次に定める入会金を添えて、入会届及び職印届を本会に提出しなければならない。

- (1) 第1項に規定する者 25万円
- (2) 前項に規定する者 5万円

4 会長は、前項の入会届を受理したときは、その写しを速やかに当該会員となった者の属する支部の支部長に送付するとともに、その旨を理事会に報告しなければならない。

(行政書士法人の入会)

第 6 条の3 行政書士法人は、その主たる事務所又は従たる事務所を本会の区域内に登録した時又は本会の区域外から移転により登記した時に本会の会員となる。

2 法第13条の19の2の規定により継続した行政書士法人は、本会の区域内において継続する旨を登記した時に本会の会員となる。

3 第1項の規定により本会の会員となった者は、直ちに入会金10万円を添えて、入会届及び職印届を本会に提出しなければならない。

4 会長は、前項の入会届を受理したときは、その写しを速やかに当該会員となった者の属する支部の支部長に送付するとともに、その旨を理事会に報告しなければならない。

(会員名簿)

第 7 条 本会は、会員名簿を備える。

2 前項の会員名簿は、連合会に備える行政書士名簿及び行政書士法人名簿の副本をもってこれに充てる。

(会員証及び行政書士徽章の貸与)

第 8 条 会長は、入会届を受理したときは、会員に会員証を、個人会員には加えて行政書士徽章を貸与する。

2 前項に規定する会員証及び行政書士徽章について必要な事項は、規則で定める。

第2節 会 費

(会 費)

第 9 条 個人会員は、会費として月額6,000円を納めなければならない。

2 法人会員は、会費として月額6,000円を納めなければならない。

- 3 月の中途において会員となった者は、会員となった日の属する月の会費を納めなければならない。会員が月の中途において会員でなくなったときも同様とする。
- 4 退会した会員に前納の会費があった場合は、これを還付する。

(入会金の不返還)

第10条 既に納めた入会金は、返還しないものとする。

(会費の延納及び減免)

第11条 会長は、会員の申請に基づき、会員に災害その他会費を納入することが困難な事由があると認めるときは、理事会の承認を得て、会費の延納、減額又は免除をすることができる。

(個人会員の退会)

第12条 法第7条第1項各号の一に該当するに至った者は、その時に本会を退会する。

- 2 法第7条第2項の規定により登録を抹消された者は、登録を抹消された時に本会を退会する。

(法人会員の退会)

第13条 法人会員は、その事務所の移転若しくは廃止により、本会の区域内に事務所を有しないこととなり、その旨を登記した時又は解散した時に本会を退会する。

第3節 会員に対する処分

(会員に対する処分)

第14条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決により、当該会員に対し必要な処分をすることができる。

- (1) 法令若しくは知事の処分に違反したとき又は本会の会則若しくは規則に違反したとき。
- (2) 行政書士にふさわしくない重大な非行があり、本会の名誉を著しく傷つけたとき。
- 2 前項の処分をしようとするときは、処分の議決を行う理事会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 第1項の理事会の議決は、綱紀委員会が事実を調査し、処分をすることを相当と認める旨の報告を受けた後でなければ、これを行うことができない。
- 4 第1項の規定により処分（会員の権利の停止に係るものに限る。以下この項において同じ。）をした場合において、当該処分を受けた会員につき、法令の遵守、品位の保持等が期待できる等当該処分の原因となった事由が今後生じるおそれがないと認められるときは、理事会の議決により、当該処分に係る会員の権利の停止の期間を短縮し、又は期限を定めることができる。
- 5 前項に規定する会員の権利の停止の期間の短縮及び期限の設定に関し必要な事項は、規則で定める。

(個人会員の処分の種類)

第15条 個人会員の処分の種類は、次のとおりとする。

- (1) 訓告
- (2) 2年以内の会員の権利の停止
- (3) 廃業の勧告（会員の権利の停止を含む。）
- 2 前項第2号及び第3号の停止すべき会員の権利は、次のとおりとする。
 - (1) 本会の役員を選任に関する権利
 - (2) 本会の会議及び研修会等に参加する権利
 - (3) 本会の事務所、施設等を使用する権利
 - (4) 本会から文書の送付を受け、並びに図書及び物品のあっせん及び頒布を受ける権利
 - (5) 本会の福利厚生に関する規則に基づく金銭等の給付を受ける権利

- 3 会費の滞納者に対し会則に違反したものとして行う第1項第3号の処分は、当該会員が会費を6箇月以上の期間滞納し、本会から1箇月以上の期限を定めて会費を納付すべき旨の催告を受けたにもかかわらず、正当な理由なくその期限までに納付しない場合に限り行うことができる。

(法人会員の処分の種類)

第16条 法人会員の処分の種類は、次のとおりとする。

- (1) 訓告
 - (2) 2年以内の会員の権利の停止
 - (3) 主たる事務所を有する法人会員に対しては、解散の勧告又は従たる事務所の廃止の勧告（会員の権利の停止を含む。）
 - (4) 従たる事務所のみを有する法人会員に対しては、事務所の廃止の勧告（会員の権利の停止を含む。）
- 2 前項第2号から第4号までの停止される会員の権利は、前条第2項第2号から第4号までに規定する権利とする。
- 3 前条第3項の規定は法人会員に準用する。この場合において「第1項第3号」とあるのは「第16条第1項第3号又は第4号」と読み替えるものとする。
- 4 第1項の規定は、法人会員を処分する場合において、当該行政書士法人の社員につき第14条に該当する事実があるときは、その社員である個人会員に対して処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

(神奈川県知事に対する措置要求)

第17条 第15条第1項第3号又は第16条第1項第3号若しくは第4号の処分を受けた会員については、理事会の議決により、神奈川県知事に対しその事実を報告し、必要な措置をとるよう求めることができる。

(懲戒処分の届出)

- 第18条** 個人会員は、法第14条の規定に基づき、戒告、業務の停止又は業務の禁止の処分を受けたときは、遅滞なく本会にその旨を記載した届出書を提出しなければならない。
- 2 法人会員は、法第14条の2第1項又は第2項の規定に基づき、戒告、業務の全部若しくは一部の停止又は解散の処分を受けたときは、遅滞なく本会にその旨を記載した届出書を提出しなければならない。

第3章 役員

(役員配置)

第19条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 7人以内
 - (3) 理事 15人以上26人以内
 - (4) 監事 2人以内
- 2 理事のうち1人を常務理事とし、常務理事は、事務局長である理事をもってこれにあてる。

(役員職務)

第20条 会長は、本会の事務を総理し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ会長が指定する副会長は、会長に事故があるときはその職務

を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

- 3 理事は、会長を補佐し、本会の業務を分掌する。
- 4 常務理事は、会長の命を受け会務を処理する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 本会の資産及び会計の状況の監査
 - (2) 会長、副会長及び理事の業務執行の状況の監査
 - (3) 前2号に掲げる状況について監査した結果、法令若しくは会則若しくは規則に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるとき、総会を招集すること。

(兼務の禁止)

第21条 役員は、他の役員を兼ねることができない。

- 2 監事は、委員会又は特別委員会の委員を兼ねることができない。

(役員を選任)

第22条 役員は、個人会員のうちから総会の議決により選任する。ただし、理事については、総会の議決により事務局長を選任することができる。

- 2 役員を選任の手続きについては、規則で定める。

(役員任期)

第23条 役員任期は、就任後の第2回目の定時総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、他の役員任期と同一とする。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長在任の期数)

第23条の2 前条第1項ただし書の規定にかかわらず、会長である役員は、引き続き3期（各期における在任が就任後の第2回目の定時総会終結の時以前に終了する場合もこれを1期とする。）を超えて会長として在任することができない。

(役員解任及び退任)

第24条 役員が、役員としてふさわしくない行為をしたときは、総会の議決によりこれを解任することができる。

- 2 前項の規定によるほか、理事は、次の各号のいずれかに該当するときは退任する。

- (1) 個人会員である理事にあっては、本会を退会したとき。
- (2) 事務局長である理事にあっては、事務局長でなくなったとき。

(報酬等の支給)

第25条 役員には、規則の定めるところにより、報酬及び旅費を支給することができる。ただし、事務局長である理事には、報酬及び旅費は支給しない。

(名誉会長等)

第26条 本会に、名誉会長、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 名誉会長は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 4 名誉会長、顧問及び相談役任期は、その委嘱した会長の任期と同一とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 会長は、名誉会長、顧問及び相談役に対し、本会の運営その他重要事項について諮問し、又は助言

を求めることができる。

第4章 業務組織

(業務組織)

第27条 第4条に規定する事業を円滑に実施するため、規則に定めるところにより本会に必要な業務組織を置く。

2 前項の業務組織の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

(事務局職員)

第28条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員（以下「事務局職員」という。）を置く。

3 事務局職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に必要な事項は、規則で定める。

(給料等の支給)

第29条 事務局職員には、規則で定めるところにより、給料、手当及び旅費を支給する。

第5章 会 議

第1節 総 会

(総会の構成等)

第30条 総会は、個人会員をもって構成する。

2 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(総会の議決事項)

第31条 総会は、この会則に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 予算及び決算の承認に関すること。
- (2) 会則の変更に関すること。
- (3) 重要な財産の取得及び処分並びに多額の債務の負担に関すること。
- (4) 理事会において総会に付議することを相当と認めた事項。
- (5) その他総会において審議することを相当と認めた事項。

(総会の招集)

第32条 定時総会は、毎会計年度終了後2箇月以内に会長が招集する。ただし、天災その他の事由によりこれにより難い場合は、招集を延期することができる。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めるときに会長が招集する。

(総会の特別招集)

第33条 個人会員の総数の4分の1以上の者が、会議の目的たる事項及び総会の招集の理由を記載した書面を提出して、総会の招集を請求したときは、会長は、請求があった日から40日以内に総会を招集しなければならない。

2 前項の請求があった日の翌日から40日以内に会長が次条に規定する総会の招集手続をしないときは、前条の規定にかかわらず前項の請求者の代表が総会を招集することができる。

(総会招集の方法)

第34条 総会を招集するには、開会の日を2週間前までに書面で個人会員に通知しなければならない。ただし、緊急を要するときは、その期間を短縮することができる。

2 前項の通知には、会議の日時及び場所並びに会議の目的たる事項を記載しなければならない。

(総会の定足数及び議事)

第35条 総会は、個人会員の総数の3分の1以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

2 総会の議事は、この会則に別に定めるもののほか、出席した会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 個人会員は、会員に特別の利害関係のある総会の事項については、その議事に参加することができない。この場合には、議事に参加できない会員は、出席者の数には算入しない。

(代理人による表決)

第36条 総会に出席することができない個人会員は、書面で他の個人会員に表決を委任することができる。

2 前項の規定に基づき表決の委任をした者は、前条、次条及び第39条第2項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

(特別議決)

第37条 第31条第2号及び第3号に掲げる事項並びに役員及び綱紀委員の解任に関する事項は、個人会員の総数の過半数の者が出席し、出席した者の3分の2以上の同意を得なければならない。

(総会の議長)

第38条 総会の議長及び副議長は、その総会において、出席した者のうちから選任する。

2 総会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、総会の事務を統括する。

3 副議長は、議長を補佐する。

(総会の議事録)

第39条 総会の議事については、議事録を作らなければならない。

2 前項の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びに出席者の数を記載し、議長及び出席した会員のうちから、議長の指名した者2人以上が署名押印しなければならない。

(委 任)

第40条 この節の定めるもののほか、総会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第2節 理 事 会

(理事会の構成)

第41条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

(理事会の議決事項)

第42条 理事会は、この会則に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項に関すること。
- (3) 規則の制定及び改廃
- (4) 連合会の代議員の選任及び解任に関する事項
- (5) その他本会の業務の執行に関する事項

(理事会の招集)

第43条 理事会は、必要に応じて会長が招集する。

2 理事の4分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して理事会の招集の請求があったときは、会長は、速やかに理事会を招集しなければならない。

(理事会招集の方法)

第44条 理事会を招集するには、開会の日の1週間前までに書面で、理事会の構成員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合、この限りでない。

- 2 前項の通知には、会議の日時及び場所並びに会議の目的たる事項を記載しなければならない。
- 3 理事会を開くことについて、理事会の構成員全員の同意があったときは、前2項の招集の手続を省略することができる。

(理事会の議長)

第45条 理事会の議長は、会長又はあらかじめ会長が指定する副会長がこれにあたる。

(理事会の定足数及び議事)

第46条 理事会は、理事会の構成員の2分の1以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 理事会の議事は、出席した理事会の構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 第35条第3項及び第39条の規定は、理事会の議事について準用する。

(書面による表決)

第47条 会長は、やむを得ない事由のため会議を開くことができないと認めるときは、あらかじめ目的たる事項を示して、理事会の構成員に対し、書面による表決を求めることができる。

- 2 前項の規定による表決があった場合において、理事会の構成員の過半数の同意があったときは、その表決をもって理事会の議決があったものとみなす。
- 3 会長は、書面による表決の結果を遅滞なく理事会の構成員に通知しなければならない。

第3節 委員会

(委員会の設置)

第48条 本会に、次に掲げる委員会を置く。

- (1) 苦情処理委員会
- (2) 綱紀委員会
- (3) 表彰委員会
- (4) 選挙管理委員会

- 2 前項各号に掲げる委員会のほか、理事会の議決により、特別委員会を置くことができる。

(苦情処理委員会)

第48条の2 苦情処理委員会は、会員の業務遂行に関する苦情の処理並びに法第19条第1項及び第19条の2の規定に違反する行為に係る通報に関する事項をつかさどる。

- 2 苦情処理委員会は、苦情処理委員10人以上15人以内で組織する。
- 3 前2項に定めるもののほか、苦情処理委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(綱紀委員会の所掌事項等)

第49条 綱紀委員会は、会員の品位保持及び綱紀に関する事項をつかさどる。

- 2 綱紀委員会は、第63条第1項の規定による調査の請求若しくは第79条第1項の規定による調査の指示又は職権に基づき、会員の品位保持及び法令、会則又は規則違反について調査するものとする。
- 3 綱紀委員会は、前項の調査の結果、第14条第1項第1号又は第2号に該当し、第15条第1項各号又は第16条第1項各号の処分をすることを相当と認めるときは、その旨を議決し、理事会に報告しなければならない。
- 4 綱紀委員会は、第2項の調査をしたときは、前項に該当する場合を除き、その調査結果を会長に報告しなければならない。この場合において、当該調査が第63条第1項の規定による請求に基づく調

査であるときは、その結果を請求者に報告するとともに、苦情処理委員会に通知するものとする。

(綱紀委員会の組織)

第50条 綱紀委員会は、綱紀委員7人以上11人以内で組織する。

- 2 綱紀委員は、個人会員のうちから総会の議決により選任する。
- 3 綱紀委員は、本会の役員を兼ねることができない。
- 4 第23条及び第24条第1項の規定は、綱紀委員の任期及び解任について準用する。

(綱紀委員の職責)

第50条の2 綱紀委員は、その職務を行うに当たっては、会員の権利を尊重し、かつ、公正を旨としなければならない。

- 2 綱紀委員は、独立してその職権を行う。
- 3 綱紀委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(綱紀委員長等)

第51条 綱紀委員会に綱紀委員長及び綱紀副委員長を置く。

- 2 綱紀委員長及び綱紀副委員長は、綱紀委員の互選により定める。
- 3 綱紀委員長は、綱紀委員会を総理し、綱紀委員会を代表する。
- 4 綱紀副委員長は、綱紀委員長を補佐し、綱紀委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(綱紀委員会の議事)

第52条 綱紀委員会の会議は、綱紀委員長が招集し、その議長となる。ただし、綱紀委員の選任後最初に開催される綱紀委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 綱紀委員会は、綱紀委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 綱紀委員会の議事は、出席した綱紀委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 綱紀委員会の会議は公開しない。

(綱紀委員の除斥)

第52条の2 綱紀委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その事項に関する職務を行うことができない。

- (1) 自らが調査の対象となったとき。
- (2) 調査の対象となった会員と特別の利害関係を有するとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、綱紀委員の過半数が、綱紀委員として公正な職務の執行を妨げる理由があるため、除斥すべきと認めたとき。

(綱紀委員の忌避)

第52条の3 綱紀委員について公正な職務の執行を妨げるべき事情があるときは、当事者は、その綱紀委員を忌避することができる。

(会員の調査協力義務)

第52条の4 会員は、正当な理由がない限り、綱紀委員会の調査及び参考人としての事情聴取に協力しなければならない。

(規則への委任)

第53条 第49条から前条までに定めるもののほか、綱紀委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(表彰委員会の所掌事項等)

第54条 表彰委員会は、会員及びその補助者並びに事務局職員で本会発展について、功労のあった者の表彰に関する事項をつかさどる。

- 2 表彰委員会は、表彰委員20人以内で組織する。

3 前2項に定めるもののほか、表彰委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(選挙管理委員会の所掌事項等)

第55条 選挙管理委員会は、役員の選任に関する事項をつかさどる。

2 選挙管理委員会は、選挙管理委員10人以内で組織する。

3 前2項に定めるもののほか、選挙管理委員会の組織及び運営に関し、必要な事項は、規則で定める。

(綱紀委員等の報酬等の支給)

第56条 個人会員のうちから選任された委員会及び特別委員会の委員には、規則の定めるところにより、報酬及び旅費を支給することができる。

第6章 行政書士の責務と研修

(品位保持)

第57条 会員は、業務上必要な学術の研究及び実務の研鑽に努力するとともに、絶えず人格の向上を図り、行政書士としての品位を保持しなければならない。

(正常な業務執行)

第58条 会員は、自らその業務を行わなければならない。補助者に任せきりにしてはならない。

(研 修)

第59条 個人会員は、本会及び連合会が行う研修を受け、その資質向上を図るよう努めなければならない。

(研修事業)

第60条 本会は個人会員の資質向上を図るため、研修に関する必要な施策を行う。

2 研修の内容及び実施に関し必要な事項は、規則で定める。

(非行政書士との提携の禁止)

第61条 会員は、行政書士でない者に自分の名義を貸与する等、行政書士でない者に行政書士の業務を行わせてはならない。

2 会員は、行政書士法人の社員又は使用人として業務を行う場合を除き法人等他の者の名において、法第1条の2及び第1条の3に規定する業務を行ってはならない。

(不当誘致行為の禁止)

第62条 会員は、金品の提供、供応その他不当な行為により行政書士の業務の依頼を誘致してはならない。

(綱紀委員会への調査の請求)

第63条 会員は、他の会員に第14条第1項第1号又は第2号に該当する疑いがあると認めるときは、苦情処理委員会を経由して綱紀委員会に調査をするよう請求することができる。

2 苦情処理委員会は、前項の規定による請求が第14条第1項第1号又は第2号に該当しないことが明らかであると認めるときは、請求者である会員に請求の取下げを求めることができる。

第7章 報 酬 額

(報酬の額の揭示)

第64条 揭示する報酬の額の様式は、規則においてこれを定める。

2 行政書士がその業務に関して受ける報酬の額についての統計の作成及び公表に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第65条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費収入
- (2) 入会金収入
- (3) 登録事務取扱交付金収入
- (4) 寄付金品
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第66条 本会の資産は、会長が管理する。

(会計年度)

第67条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予 算)

第68条 本会の予算は、毎会計年度会長が調製し、定時総会の承認を得なければならない。

- 2 会長は、予算が成立しない期間においては、通常の業務を執行するために必要な経費に限り支出することができる。
- 3 会長は、前項の規定により支出をしたときは、その旨をその後に開かれる最初の総会に報告しなければならない。

(特別会計)

第69条 会長は、特定の業務を行うため必要があるときは、特別会計を置くことができる。

(歳入歳出予算の区分及び執行)

第70条 本会の歳入歳出予算は、款に大別し、各款においては、これを項及び目に区分するものとする。

- 2 本会の歳出予算の経費の金額は、各款の間又は各項の間において、相互に流用してはならない。ただし、予算の執行上の必要により、あらかじめ総会の議決を得た場合は、この限りでない。

(決算報告書等)

第71条 会長は、毎会計年度終了後、速やかに前年度の決算報告書及び前会計年度末現在における財産目録を作成し、監事に提出しなければならない。

- 2 監事は、前項の決算報告書及び財産目録を監査し、その結果についての意見をこれに付記しなければならない。
- 3 会長は、定時総会に第1項の決算報告書及び財産目録を提出しなければならない。

第9章 支部及び支部長会

(支 部)

第72条 本会は、業務の改善並びに会員との連絡及び調整を図るため、支部を設ける。

- 2 支部の名称及び区域は、規則で定める。
- 3 前項の支部の区域内に事務所を有する会員並びに当該会員の社員である会員及び使用人である会員は、その支部に所属するものとする。

(支部の役員)

第73条 支部に支部長1人、副支部長及び支部総会で定めるその他の役員を置く。

- 2 支部長は、支部を代表し、支部の事務を統括する。
- 3 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるときは、その職務を代理し、支部長が欠けたときは、その職務を行う。
- 4 支部長、副支部長その他の支部の役員は、支部に所属する個人会員のうちから支部総会で選任し、解任する。
- 5 第23条及び第24条第1項の規定は、支部長、副支部長その他の支部の役員の任期及び解任について準用する。

(支部総会)

第74条 支部総会は、支部に所属する個人会員をもって構成する。

(支部総会の議決事項等)

第75条 支部の総会は、この会則に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 理事会に付すべき事項の具申に関すること。
 - (2) 支部規則の制定及び改廃
 - (3) その他支部の運営に関すること。
- 2 支部長は、前項の規定により支部規則を制定又は改廃したときは、これを会長に届け出てその承認を得るものとする。

(支部交付金)

第76条 支部の運営費に充てるため、規則の定めるところにより、支部に支部交付金を交付する。

- 2 支部長は、支部交付金の収支決算について、毎会計年度終了後2箇月以内に会長に報告するものとする。

(支部長会)

第77条 本会に支部長会を置く。

- 2 支部長会は、支部長で組織する。
- 3 前項に定めるもののほか、支部長会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第10章 会員に対する指導、注意勧告、報告及び調査

(指 導)

第78条 会長は、会員に対し、行政書士の業務に関し指導をすることができる。

(注意勧告)

第78条の2 本会は、会員が法又は法に基づく命令、法施行規則その他知事の処分に違反するおそれがあると認めるときは、当該会員に対し、注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- 2 前項の注意又は勧告に関し必要な事項は、規則で定める。

(報告及び調査)

第79条 会長は、会員に対し、行政書士の業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は会員の業務を調査することができる。この場合において、会長は、必要があると認めるときは、綱紀委員会をして報告若しくは資料の提出を求めさせ、又は調査をさせることができる。

- 2 会員は、正当な理由がなければ前項前段の報告若しくは資料の提出又は調査を拒んではならない。

第11章 行政書士ADRセンター神奈川

(行政書士ADRセンター神奈川の設置等)

第80条 本会は、裁判外の民間紛争を解決するため、行政書士ADRセンター神奈川（以下「ADRセンター」という。）を設置し、これを運営することができる。

2 ADRセンターの組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第12章 雑 則

(表 彰)

第81条 会長は、理事会の承認を得て、本会の向上及び発展に特に功績があった会員及びその補助者並びに事務局職員を表彰することができる。

(清算人選任の申立て)

第81条の2 会長は、法第13条の2第2項において準用する会社法（平成17年法律第86号）第647条第2項から第4項までの規定に基づき、裁判所に対し、清算人の選任について申し立てることができる。

(規 則)

第82条 この会則に定めるもののほか、入会届等の様式その他本会の運営及び事務の執行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この会則は、昭和46年12月1日から施行する。

附 則

1 この会則は、昭和58年4月1日から施行する。

2 行政書士法の一部を改正する法律（昭和58年法律第2号）附則第3項の規定より、本会に入会届を提出して本会の会員となる場合の入会に関する会則の適用については、改正前の会則によるものとする。

附 則

この会則は、神奈川県知事の認可のあった日から施行する。

（昭和58年6月28日 神奈川県知事認可）

附 則

1 この会則は、神奈川県知事の認可があった日から施行する。ただし、この会則による改正後の第55条から第59条の3まで、第60条の2及び第60条の3の規定は、昭和59年10月1日から施行する。

2 この会則施行の際、行政書士法施行細則の一部を改正する規則（昭和59年神奈川県規則第64号）による改正前の行政書士法施行細則（昭和26年神奈川県規則第18号）第11条の規定により現に交付されている行政書士登録証明書は、この会則による改正後の神奈川県行政書士会会則第59条に規定する行政書士登録証とみなす。

（昭和59年6月22日 神奈川県知事認可）

附 則

この会則は、昭和61年4月1日から施行する。

(昭和61年3月13日 神奈川県知事認可)

附 則

この会則は、昭和61年7月1日から施行する。

(昭和61年6月17日 神奈川県知事認可)

附 則

この会則は、神奈川県知事の認可があった日から施行する。

(昭和62年7月1日 神奈川県知事認可)

附 則

この会則は、神奈川県知事の認可のあった日から施行する。

(平成元年7月1日 神奈川県知事認可)

附 則

この会則は、平成2年7月1日から施行する。

(平成2年6月18日 神奈川県知事認可)

附 則

この会則は、平成3年7月1日から施行する。

(平成3年7月1日 神奈川県知事認可)

附 則

この会則は、平成5年7月1日から施行する。

(平成5年7月1日 神奈川県知事認可)

附 則

この会則は、平成7年6月12日から施行する。

(平成7年6月12日 神奈川県知事認可)

附 則

この会則は、平成8年7月1日から施行する。

(平成8年6月18日 神奈川県知事認可)

附 則

1 この会則は、平成9年7月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、神奈川県知事の認可のあった日から施行する。

2 この会則の施行の日から平成10年3月31日までの間に会員となる者に対する改正後の第7条第1項の規定の適用については、同項中「15万円」とあるのは、「13万円」とする。

(平成9年6月18日 神奈川県知事認可)

附 則

この会則は、平成10年8月5日から施行する。

(平成10年8月5日 神奈川県知事認可)

附 則

この会則は、平成11年7月12日から施行する。

(平成11年7月12日 神奈川県知事認可)

附 則

この会則は、平成12年8月10日から施行する。

(平成12年8月10日 神奈川県知事認可)

附 則

この会則は、平成14年10月29日から施行する。

(平成14年10月29日 神奈川県知事認可)

附 則

この会則は、平成16年8月1日から施行する。

(平成16年7月30日 神奈川県知事認可)

附 則

この会則は、平成18年9月14日から施行する。

(平成18年9月14日 神奈川県知事認可)

附 則

この会則は、神奈川県知事の認可のあった日から施行する。

(平成19年8月2日 神奈川県知事認可)

附 則

この会則は、神奈川県知事の認可のあった日から施行する。

(平成21年7月22日 神奈川県知事認可)

附 則

この会則は、神奈川県知事の認可のあった日から施行する。

(平成23年6月23日 神奈川県知事認可)

附 則

この会則は、神奈川県知事の認可のあった日から施行する。

(平成24年7月13日 神奈川県知事認可)

附 則

1 この会則は、神奈川県知事の認可のあった日から施行する。

2 この会則の施行の日から平成26年9月30日までの間に会員となる者に対する改正後の第6条の2第3項第1号の規定の適用について、「25万円」とあるのは、「15万円」とする。同条同項第2号の規定の適用について、「5万円」とあるのは、「15万円」とする。また、第6条の3第2項の規定の適用については、「10万円」とあるのは、「15万円」とする。

(平成26年7月7日 神奈川県知事認可)

附 則

この会則は、平成29年4月1日から施行する。

(平成28年7月6日 神奈川県知事許可)

附 則

この会則は、神奈川県知事の認可のあった日から施行する。ただし、この会則による改正後の第6条の3第2項から第4項まで、及び第81条の2の規定は、令和3年6月4日から適用する。

(令和3年7月12日 神奈川県知事認可)